

(資料18) 銀行法等の一部を改正する法律の施行期日

銀行法等の一部を改正する法律

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定(「、第十七条の二」を削る部分に限る。)、第三条中保険業法第一百二十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定 平成十三年十月一日

(二〇) 法令案の改正方式をいわゆる全文改め方式とする場合の基準及び利点並びに主に法制執務上考えられる問題点について

(平一三・九・一〇)

一 議題

1 法令の改正条文の作成作業量の軽減の観点から、法令の一部改正の場合においても、改正の必要な部分のみを

個別に改めていく方式(個別改正方式)ではなく、当該条文又は法令全体を全部改正する方式(全部改正方式)を採用すべきではないか。

2 全部改正方式の利点としてはどのような点が挙げられるか。また、法制執務上どのような問題点があるか。長所、短所があるとすれば、どのような基準で個別改正方式と全部改正方式とを使い分けるべきか。

(検討)

1 単一の条(項、号)中の文言の改正の場合

(1) 改正方式のタイプ

A 第〇条中「」を「」に、「」を「」に改める。(個別改正方式)

B 第〇条を次のように改める。(全部改正方式)

(2) 全面改正方式の長所と短所

(長所)

① 改め文は極めて容易に作成できる。

② 改正後の条文がどのようなものかがわかりやすい。

(短所)

① 改正部分ごく少ないような場合を想定すると、そのような場合でも条文全体について再度規定し直すこととなるため、改正文が長くなり、読み合わせ等の手間がむしろ増加する。

② 改正部分がごく少なく、単純なもののような場合(例えば、手数料の額を「一万円」から「二万円」に引き上げる場合)を想定すると、個別改正方式の方が改正の趣旨が明瞭であるのに対し、全部改正方式で

はどこが旧法令との違いであるのかがわかりにくくなる。

(3) 改正方式の採用基準

基準イ どちらの方式の方が改め文が短くなるかにより、短い方の方式を採用する。

基準ロ 全部改正方式を原則とし、改正部分が単純な文言の改正（引用条文の条番号、金額、年数等）で、

かつ、改正箇所数が少ない（2〜3カ所）ため、個別改正方式の方が明らかにわかりやすい場合に限り、例外的に個別改正方式を採用する。

（例）・第〇条中「百万円」を「二百万円」に改める。

・第〇条中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

・第〇条中「三年」を「五年」に、「四年」を「六年」に改める。

基準ハ すべて全部改正方式に統一する。

(4) 評価

① どちらの方式を採用するかは基準としては、現状では上記基準イ（条文の長さ）が一般的ではないかと思われる。

② 改め文の作成作業軽減等の観点から全部改正方式をより多くの場合に採用することは考えられるが、長い条文中に一カ所だけ改正部分がある場合など、業務量の多寡、改正条文のわかりやすさいずれの観点から見ても全部改正方式には躊躇を感じるケースもあるのではないか。そうだとすれば、一律に全部改正方式に統一する基準ハは採りにくいのではないか（ちなみに、新旧対照表公示方式を採用した鳥取県においても、小規模改正の場合には一部改正方式を選択できることとしている）。

③ 基準イは一つの合理的な基準ではあると考えられるが、次のような点を考慮すれば、この際、むしろ基準ロ（全部改正を原則とし、個別改正方式の方が簡明であることが明らかの場合に例外的にこちらを採用）を採用すべきではないか。

イ 法令作成業務量の軽減、改正法令のわかりやすさの双方が求められていること。

ロ 上記(2)の両方式の比較においても、個別改正方式の長所が現れるのは改正部分がごく少量で、かつ、簡明なものである場合に限られていること。

④ ただし、改正箇所の数等により全面改正方式を採用すべき場合の定量的な基準を設けることについては、全体の条文の長さとの相対関係が問題となること、箇所数としては少なくとも改正内容は複雑なものもあること等を勘案すると、無理があるのではないか。

（注）なお、表の改正の場合には、表全体の改正ではなく、そのうちの特定の項（号）のみについて全面改正を行うことが適切な場合が多いと考えられるところ、表の形状が複雑であったり、項（号）の名称がないために、「別表第一〇〇」の項を次のように改める」式の改正が行えず、表中の一部を指示してその部分を個別方式で改める方式をとらざるを得ないことがある。このようなことを避けるために、表の形状をできるだけ単純なものとするよう努めるとともに、表頭や表側に項（号）や欄の番号を付すようにするべきではないか。

2 複数の条（項、号）中の文言の改正の場合（全体の条数に変更がなく、従って条文の移動がない場合）

① この場合には、基本的には、個々の改正条文について、上記1の単一条の考え方を適用すれば足りると思えられる。

② しかし、改正すべき条文の数が多くなってきた場合には、法律全体を全部改正とする（改正部分が特定の章

に限定されている場合にあつては、当該章全体の改正とする(ことも考慮する必要がある)。

③ 法律の全部改正方式をとると、改め文としては長も簡単なものになる。しかし、他方で、この方式では、改正不要の条文や、簡単な個別改正方式で対応できる条文についても、再度規定し直すこととなるため、改正法の分量が肥大化する、従つて読み合わせ等の業務量が増加する、改正点がどこにあるのかがわかりにくくなるなどの問題点が生じる。

④ また、個々の改正条文については、上記1の基準によつて過大な業務量をもたらさないように改正が行われているわけであり、かつ、改正条文の数が複数になることによつて加速度的に業務量が増加するという問題はない。

⑤ したがつて、上記1の基準によつて対応したときに、全部改正を行うこととなる条文の数が法律全体の大部分に及ぶような場合に限つて法律全体の全部改正方式を採ることとすれば足りるのではないか。

3 複数の条(項、号)中の文言の改正の場合(全体の条数に増減があるため、条文の移動を伴う場合)

① このケースにおいては、改正不要の条文についても条の移動が必要となる(法律の途中に条文が追加される場合には、追加される条文の場所を空けるためにまず後続の条文を後に移動させることが必要)。条文の移動を行う場合には、元来改正が不要な条文についても、条ズレに伴う引用条文番号の修正の必要が生じたり、さらにそれらに伴つて形式改正事項(「行なう」を「行う」に改める等)も発生する可能性がある(法律全体が章や節に分けられている場合、共通見出しが用いられている場合などには複雑さがさらに増大する)。このため、場合によつては加速度的に改め文が増加することとなる。

② 従つて、このケースにおいては、上記2の基準の適用に当たつて、移動すべき条文についての改正規定を考慮に入れ、それが複雑なものになる場合には、当該条文自体を全面改正が望ましい条文としてカウントした上で、それらを含めた全面改正条文の数が法律全体の大部分を占めるような場合には、法律全体を全部改正とすべきではないか。

③ なお、全体の条数に増減がある場合であつても、その分を「枝条文」や「削除条文」とすれば、条文の移動は生じないため、単純な上記2のケースに帰着する。しかし、この方式を用いた場合には、仕上がりとしての法律中に、場合によつては多数の「枝条文」や「削除条文」が残ることを甘受しなければならなくなるとの問題がある。

二 議事要旨

1 全部改正方式をより弾力的に採用すべきであり、現状において全部改正方式採用の一般的な基準と考えられている「改め文の長さ」(議題の検討1(3)の基準イ)にこだわるべきでないとの点については、ほぼ異論がなかった。

2 しかしながら、全部改正方式を原則とし、特定の条件を満たす場合に限つて例外的に個別改正方式を採るとの基準(同基準ロ)をルール化することについては、異論が多く出された。これは、次の3で整理するような観点から個別改正方式の採用の方が望ましいケースも想定されることから、個別改正方式の採用を必要以上に制約すべきでなく、実際の場面に依じてケース・バイ・ケースで柔軟な対応ができることが必要であるというものであった。

3 右の2において、全部改正方式に問題点があり、個別改正方式の方が勝ると考えられる要素として指摘された点は以下のようなものであった。

(一) 個別改正方式の方が改正点やその趣旨が明瞭になる場合がある。全部改正方式では何が変更になったのか

- (二) 全部改正方式では、本来改正する必要がない部分についても新たに条文を書き下すことになるため、そのような部分を含めて責任を持って厳重なチェックが必要となる。このことは、全体として業務量を増加させ、むしろ法令改正に要する時間を増加させかねない。
- (三) 同じ国会に同じ法律の改正法が複数提出されるようなケースにおいて、双方が個別改正方式を採っている場合にはそれぞれの改正部分が重複していなければ相互の調整は特段必要ないが、双方が全部改正方式を採ると両者の改正部分が重複し、相互調整の必要が増大して複雑化する。
- 4 なお、複数の条項が改正される場合の当該法令全体の改正方式（議題の検討3）についても、基本的には個別条文の改正の場合と同様と考えられるが、法令全体の改正の場合には、右の3で指摘された全部改正方式の問題点がより顕著に現れやすいため、一層慎重な対応が必要であるとの意見があった。

三 資料

- 一 漁船法の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）〔抜粋〕
- 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 漁船の建造調整（第三条―第九条）</p> <p>第三章 漁船の登録（第十条―第二十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 漁船の建造調整（第三条―第八条）</p> <p>第三章 漁船の登録（第九条―第二十一条）</p>

<p>第四章 漁船に関する検査（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第五章 漁船に関する試験（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第六章 指定認定機関及び指定検認機関</p> <p>第一節 指定認定機関（第二十九条―第四十五条）</p> <p>第二節 指定検認機関（第四十六条―第四十七条）</p> <p>第七章 雑則（第四十八条―第五十二条）</p> <p>第八章 罰則（第五十三条―第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（動力漁船の合計総トン数の最高限度等）</p> <p>第三条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上の見地から漁船の建造を調整する必要があると認めるときは、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業（漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。第五条第一号において同じ。）に従事する動力漁船の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定するものとする。</p> <p>2 前項の規定により設定された動力漁船の隻数又は合計総トン数の最高限度は、設定の日から一年を経過したときは、その効力を失う。ただし、同項の規定により更に最高限度を設定することを妨げない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>（建造、改造及び転用の許可）</p>	<p>第四章 漁船に関する検査（第二十二條―第二十四條）</p> <p>第五章 漁船に関する試験（第二十五條・第二十六条）</p> <p>第六章 雑則（第二十七條―第二十九條）</p> <p>第七章 罰則（第三十條―第三十二條）</p> <p>附則</p> <p>（動力漁船の合計総トン数の最高限度等）</p> <p>第三条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上の見地から漁船の建造を調整する必要があると認めるときは、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業（漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。第四条第一号において同じ。）に従事する動力漁船の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定するものとする。</p> <p>2 前項の規定により設定された動力漁船の隻数又は合計総トン数の最高限度は、設定の日から一年を経過したときは、その効力を失う。但し、同項の規定により更に最高限度を設定することを妨げない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>（建造、改造及び転用の許可）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第四条 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。

- 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船
 - 二 漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（前号に掲げるものを除く。）
 - 三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの
 - 四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船
- 2 前項の場合のほか、動力漁船を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者についても、同項

第三条の二 船舶製造業者その他の者に注文して、次に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を次に掲げる動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第二号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第三号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで次に掲げる動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。

- 一 長さ十五メートル以上の動力漁船
 - 二 長さ十五メートル未満十メートル以上の動力漁船で漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条の規定に基づく農林水産省令により農林水産大臣の許可を要する漁業に従事するもの
 - 三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で長さ十メートル以上のもの
- 2 前項の場合の外、同項各号に掲げる動力漁船を建造し、又は船舶を同項各号に掲げる動力漁船に改造

と同様とする。

3 〃9 (中略)

第八章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十条第一項の規定に違反した者
- 二 第四十二条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十四条 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規程による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条、第十六条、第十七条第一項若しくは第二項又は第二十條の規定に違反した者

しようとする者についても、同項と同様とする。

3 〃9 (中略)

第七章 罰則

第三十条 第三条の二第一項、第二項若しくは第六項又は第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項又は第十七條の規定に違反した者

二 第五十条第一項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二 第二十八条第一項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み妨げ又は忌避した者

第五十六条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条(第四十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して第三十八条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 二 第四十条第一項(第四十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第五十条第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第一号又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

各本条の罰金刑を科する。

2 漁船法の一部を改正する法律(案) 抜粋

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「第九条」第二十一条を「第十条」第二十四条に、「第二十二条」第二

十四条」を「第二十五条・第二十六条」に、
第五章 漁船に関する試験(第二十五条・第二十六条) を
第六章 雑則(第二十七条―第二十九条) を
第七章 罰則(第三十条―第三十二条) を

「第五章 漁船に関する試験(第二十七条条・第二十八条)

第六章 指定認定機関及び指定検認機関

第一節 指定認定機関(第二十九条―第四十五条)

に改める。

第二節 指定検認機関(第四十六条・第四十七条)

第七章 雑則(第四十八条―第五十二条)

第八章 罰則(第五十三条―第五十七条)

第三十一条第一項中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三十二条中「従業者が」を「従業者が、その」に、「前二条」を「第五十三条第一号又は第五十五条」に改め、

「その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかったとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかったとき、又は違反を教唆したときは」を削り、同条を第五十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十六条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条（第四十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第三十八条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十条第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十二条、第十三条、第十四条第一項」を「第十五条、第十六条、第十七条第一項」に、「第十七条」「第二十条」に改め、同条第二号中「第二十八条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条の前に次の二条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十条第一項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十四条 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認定機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条を削る。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第二十九条を第五十一条とし、第六章中同条の次に次の一条を加える

第五十二条

第二十八条第一項中「.....」を「.....」に、.....

(一) 改める方式の簡素合理化について

(平一三・九・一〇)

一 議題

改める方式による法令改正の方法については、長年の法制執務の歴史の中で相当にルールが確立しているところである。

しかしながら、それらのルールの中には、必要以上に厳密でテクニカルであり、法制執務に携わる各省庁の担当者のおおきな負担になっている例も散見される。最近、公務員制度等改革の一環として、新旧対照表方式による改正方法が提案されたのも、現在の必要以上に厳密でテクニカルな改める方式のあり方がその一因であると考えられる。

このため、別に議題とされることとなっている全文改め方式の採用の拡大と併せて、以下の三点について、改め